

3 法人の人権

問題の所在と判例の立場

★★★★★ BoxID:101022 check

日本国憲法は、11条で、この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられると規定していますが、この人権保障は、自然人のみに認められるのか、それとも法人にも人権が認められるのか、つまり**法人の人権享有主体性**の有無が問題となります。

なお、法人とは、自然人以外のもので法律上の権利義務の主体とされているものです。

判例は、基本的人権の保障は、**性質上可能な限り、内国の法人にも適用される**ものと解しています（八幡製鉄事件 最大判昭45.6.24）。



重要判例 八幡製鉄事件（最大判昭45.6.24）

事案	株式会社の政治資金の寄付が、自然人である国民にのみ参政権を認めた憲法に反するとして、その政治資金の寄付の有効性が争われた事案です。
争点	株式会社のような法人にも、憲法の保障する基本的人権は保障されるか。
結論	判例は、基本的人権の保障は、 性質上可能な限り、内国の法人にも適用される と解しています。
判旨	憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものであることは、所論のとおりである。しかし、会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。のみならず、 憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものと解すべき であるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によつてそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあつたとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。

法人の人権をめぐる判例

★★★★★ BoxID:101023 check

前掲のように、法人には、性質上可能な限り人権を認めてよいと解されます。

したがって、たとえば表現の自由、信教の自由、財産権、居住移転の自由、国務請求権や刑事手続上の権利は、法人に対して認めることができると解されます。

他方で、①**生命や身体に関する自由**（奴隷的拘束及び苦役からの自由、逮捕・抑留・拘禁に対する保障、拷問残虐刑禁止）や、②**生存権**、さらには③**選挙権、被選挙権**などは、その性質上法人には認めることができないと解されています。

また、法人の人権をめぐる場合は、その法人の性質や行為の性質によっても判断が分かれるのが判例です。

以下の2つの判例は、法人（税理士会・司法書士会）が政治献金等を行う自由という人権と、その会に所属する会員の思想等の自由という人権が衝突したケースにおける最高裁の判断です。

① 南九州税理士会事件

公益法人かつ強制加入団体である南九州税理士会が、税理士法を有利に改正させる目的で政治献金をするために、会員から特別会費を強制的に徴収するという決議を行ったことについて、最高裁は、「政治団体に対して寄付をするかどうかは、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等により自主的に決定すべき事柄」とし**特別会費徴収の決議は無効**であると判断しました（最判平8.3.19）。

② 群馬司法書士会事件

公益法人かつ強制加入団体である群馬司法書士会が、兵庫県司法書士会に対し阪神淡路大震災復興支援のための寄付をする目的で特別会費を徴収する決議を行ったことについて、最高裁は、寄付は司法書士会の目的の範囲内にあり、また、本件**決議は会員の思想・信条の自由を侵害するものではない**と判断しました（つまり決議は有効、最判平14.4.25）。

テキスト作成の
コンセプトテキスト分析・
改訂システム

テキストの特長

サンプルテキスト

問題集の特長

サンプル問題集

演習ノート

